

2026年4月

雇用主・事業者 各位

在留期間更新許可申請中における留学生の就労継続の適法性について

ものつくり大学 学生課長

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本学留学生のアルバイト等の雇用につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、本学に在籍する留学生の在留期間更新手続に際し、一部の事業者様において、審査期間中の就労継続に関する懸念から雇い入れを制限される事象が見受けられます。

しかしながら、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」）に基づき、適正に申請を行った留学生は、現在の在留期限経過後も引き続き適法に就労が可能でございます。

つきましては、下記に法的根拠およびオンライン申請における確認方法をまとめましたので、貴社における適切な雇用管理の指針としてご高覧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 法的根拠（特例期間の適用）

入管法第21条第4項に基づき、在留期間の満了日までに更新申請を行った外国人については、審査結果が出るまでの間（処分がなされる日、または従前の在留期間の満了日から2か月を経過する日のいずれか早い日まで）、従前の在留資格および資格外活動許可がそのまま有効に継続されます。

したがって、この期間中の就労は完全に適法であり、事業者様が不法就労助長罪（入管法第73条の2）に問われることは一切ございません。

2 オンライン申請における確認方法

本学では利便性と正確性の観点から、出入国在留管理庁の「在留申請オンラインシステム」を利用して申請を行っております。オンライン申請の場合、窓口申請とは異なり在留カード裏面への受付印は押印されません。代わりに、以下の方法で申請中であることをご確認いただけます。

■ 「申請受付番号」が記載された通知メール等の提示

出入国在留管理局より発行される「申請を受理した旨の通知メール」または「申請受付番号が記載された受付完了画面」の提示をもって、法的に申請中であることが証明されます。

■ 在留カードの有効性確認

上記「申請受付番号」と「在留カード」を併せてご確認いただくことで、前述の「特例期間」が適用されていることが証明されます。

3 審査期間中の就労可能時間

更新審査中であっても、資格外活動許可の効力は継続するため、従前通り「週 28 時間以内（本学規定の長期休業期間中は週 40 時間以内）」の就労が可能です。

4 本件に関するお問い合わせ

本学では所属学生の在留状況を厳格に管理しております。貴社において本学留学生の雇用継続に際し、法的な解釈や申請状況の確認が必要な場合は、誠にお手数ですが下記連絡先までお問い合わせください。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

ものづくり大学 学生課 学生支援・国際交流係

電話 : 048-564-3895

メール : ryugaku@iot.ac.jp

以上